

(案)

環審第 号
平成26年12月17日

徳島県環境審議会
会長 近藤 光男 殿

徳島県環境審議会環境生活部会
部会長 近藤 光男

徳島県環境影響評価条例等の改正について（報告）

平成26年10月10日付け環審第3号により付議のありました案件について、次のとおり報告します。

当会において審議した徳島県環境影響評価条例等における

- (1) 「放射性物質」についての除外規定の削除
- (2) 戦略的アセスメント（配慮書）の導入
- (3) 風力発電事業を対象事業に追加
- (4) その他（法改正に伴い必要となる所要事項の改正の実施）

についての改正を行うことは適当である。

なお、県においては、この度の条例等の改正の趣旨を十分に踏まえ、施行することで県民の健康を保護するとともに安全・安心な生活環境が確保されるよう努められたい。

(案)

環審第 号
平成26年12月17日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 近藤 光男

徳島県環境影響評価条例等の改正について（答申）

平成26年10月10日付け環管第711号により諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

当会において審議した徳島県環境影響評価条例等における

- (1) 「放射性物質」についての除外規定の削除
- (2) 戦略的アセスメント（配慮書）の導入
- (3) 風力発電事業を対象事業に追加
- (4) その他（法改正に伴い必要となる所要事項の改正の実施）

についての改正を行うことは適当である。

なお、県においては、この度の条例等の改正の趣旨を十分に踏まえ、施行することで県民の健康を保護するとともに安全・安心な生活環境が確保されるよう努められたい。

修正後

(案)

環審第 号

平成26年12月17日

徳島県環境審議会

会長 近藤 光男 殿

徳島県環境審議会環境政策部会

部会長 近藤 光男

徳島県環境影響評価条例等の改正について（報告）

平成26年10月10日付け環審第3号により付議のありました案件について、次のとおり報告します。

当会において審議した徳島県環境影響評価条例等における

- (1) 「放射性物質」についての除外規定の削除
- (2) 戦略的アセスメント（配慮書）の導入
- (3) 風力発電事業を対象事業に追加
- (4) その他（法改正に伴い必要となる所要事項の改正の実施）

についての改正を行うことは適当である。

なお、県においては、この度の条例等の改正の趣旨を十分に踏まえ、施行することで県民の健康を守るとともに安全・安心な生活環境が確保されるよう努められたい。

修正後
(案)

環審第 号
平成26年12月17日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 近藤 光男

徳島県環境影響評価条例等の改正について（答申）

平成26年10月10日付け環管第711号により諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

当会において審議した徳島県環境影響評価条例等における

- (1) 「放射性物質」についての除外規定の削除
- (2) 戦略的アセスメント（配慮書）の導入
- (3) 風力発電事業を対象事業に追加
- (4) その他（法改正に伴い必要となる所要事項の改正の実施）

についての改正を行うことは適当である。

なお、県においては、この度の条例等の改正の趣旨を十分に踏まえ、施行することで県民の健康を守るとともに安全・安心な生活環境が確保されるよう努められたい。